間接諸税（印紙税等）の問合せ先について

令和７年７月 10 日以降、以下の税務署における間接諸税（印紙税、揮発油税等）の問合せについては、横浜中税務署が対応します。

○　対象となる税務署

鶴見税務署・保土ケ谷税務署・横浜南税務署・戸塚税務署・川崎南税務署
川崎北税務署・川崎西税務署・平塚税務署・鎌倉税務署・藤沢税務署
小田原税務署

○　問合せ先

間接諸税（印紙税、揮発油税等）の個別の照会等については、横浜中税務署が対応しますので、以下の連絡先までお問い合わせください。

【連絡先】
横浜中税務署　法人課税第２部門　電話番号　０４５－６５１－１３２１

※　税務署にお電話いただきますと、自動音声でご案内いたします。
自動音声にしたがって、「２」番を選択していただき、上記担当までご連絡ください。

※　印紙税納付計器への過誤納金充当請求手続は、横浜中税務署にて事前予約を受付け、日程調整した後、所轄税務署にて対応させていただきます。

○　間接諸税に関する一般的なご相談等への対応

間接諸税に関する一般的なご相談は国税庁ホームページの「タックスアンサー」をご利用いただくか、国税局電話相談センター（0570-00-5901）にご相談ください。

国税に関するご相談について（国税庁ＨＰ）

東京国税局・税務署

令和７年６月

○　「印紙税過誤納確認申請書」の提出先

「印紙税過誤納確認申請書」（印紙税納付計器への過誤納金充当請求手続がある場合を除く。）については、税務署の一部の内部事務を集約して処理する「内部事務のセンター化」を実施しておりますので、以下の送付先にご提出ください。

鶴見税務署・保土ケ谷税務署・横浜南税務署・戸塚税務署

【送付先】
〒236-8551　神奈川県横浜市金沢区並木３丁目２番９号
東京国税局業務センター横浜南分室

川崎南税務署・川崎北税務署・川崎西税務署

【送付先】
〒210-8606　神奈川県川崎市川崎区榎町３番 18
東京国税局業務センター川崎南分室

平塚税務署・鎌倉税務署・藤沢税務署・小田原税務署

【送付先】
〒254-8534　神奈川県平塚市浅間町９番１号
東京国税局業務センター平塚分室